



福島労基発 0525 第1号
平成 29年 5月 25日

郡山市保健福祉部長 殿

福島労働局労働基準部長

「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」を活用した 介護労働者に係る安全衛生教育の推進について（依頼）

平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く
御礼申し上げます。

社会福祉施設における労働災害は年々増加する傾向にあり、特に経験年数が3年未満
の被災者が全体の約半数を占めています。そのような中、労働安全衛生法において事業
者に義務付けられている雇入れ時教育を実施している事業場の割合は半数程度にとどま
っています。このため、介護労働者に対する雇入れ時等の安全衛生教育を確実に実施し、
社会福祉施設の労働災害の減少を図る必要があります。

過日、別紙の厚生労働省老健局総務課通知により、中央労働災害防止協会から別添の
「高齢者介護施設における雇い入れ時の安全衛生教育マニュアル」が送付されているこ
と存じますが、当該マニュアルについて御了知いただくとともに、関係事業場に対し、
高齢者介護施設に対する当該マニュアルの周知及び安全衛生教育の推進について特段の
御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

（別添）

- ・「高齢者介護施設における雇い入れ時の安全衛生教育マニュアル」
- ・「高齢者介護施設における雇い入れ時の安全衛生教育用パンフレット」

（参考）高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生マニュアル

経験の浅い介護労働者の労働災害が増加していることに鑑み、高齢者介護施設にお
ける雇入れ時の安全衛生教育マニュアルを作成したもの。全体版は主に施設の管理者、
教育担当者用で、パンフレットが個々の介護労働者へ配布して使用するものです。

厚生労働省ホームページに掲載しております。

（URL） <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153896.html>